



中国会計税務実務

2021年第3号

今回のテーマ：省や直轄市等を跨いで経営を行う場合の一括納税について

経営規模の拡大の必要性から、地域（省や直轄市等）を跨いで支店（中国語：「分公司」もしくは「分支機構」）を設立するケースがある。今号では地域を跨いで経営を行う際の一括納税について簡単に説明していく。

※以下では、本店を「総機構」、支店を「分支機構」とし説明を行う。

主な内容：

	主な内容
通常の取り扱い	居住者企業が中国国内で地域（省、自治区、直轄市及び計画単列市）を跨いで法人格を持たない分支機構を設立する場合、当該居住者企業は地域を跨いで経営を行う一括納税企業に該当する（別途規定がある場合を除く）。
税務機関への報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総機構：二級以下の分支機構については各種情報を所在地の所轄税務機関で登録する必要がある。主に、分支機構名、級別、住所、郵便番号、納税者識別番号、企業所得税所轄税務機関名とその住所、郵便番号などの登録を行う。 ・ 分支機構：総機構、上級分支機構及び下級分支機構の情報を、分支機構所在地の所轄税務機関で登録する必要がある。主に、総機構、上級機構及び下級機構名、級別、住所、郵便番号、納税者識別番号、企業所得税所轄税務機関名とその住所、郵便番号などの登録を行う。
徴収管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一計算：総機構が企業全体の課税所得額及び納税額を統一し計算を行う。 ・ 分級管理：総・分支機構の所在地の所轄税務機関が、それぞれ現地の機構に対して企業所得税の管理を実施する。 ・ 予定納付：総機構及び分支機構は、毎月または四半期毎に、それぞれの所在地で企業所得の予定納付を行う。 ・ 確定申告：一括納税を行う企業の総機構は、一事業年度で納付（または還付）すべき企業所得税額を計算し、税負担割合により総機構及び分支機構がそれぞれ負担する納税額（または還付税額）を計算する。総機構または分支機構は、それぞれの所在地で納付（または還付） 手続を行う。なお還付が発生する場合、総機構及び分支機構の許可を得た後、次年度の納付税額から控除することができる。 ・ 財政調整：財政部は、中央国庫に納付された企業所得税につき、規定の係数に基づき計算し地方国庫に配分する。
総機構・分支機構間の税負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総機構は次のように負担すべき税金を計算する。 総機構が負担する税金=一括納税企業の当期の納付税額×50%。 ・ 分支機構は次のように負担すべき税金を計算する。 分支機構全体が負担する税金=一括納税企業の当期の納付税額×50%。 各分支機構が負担する税金=分支機構全体が負担する税金×当該分支機構の税負担割合
各分支機構の税負担割合	<p>各分支機構の税負担割合=（当該分支機構の営業収入／各分支機構の営業収入の合計）×0.35+（当該分支機構の従業員給与／各分支機構の従業員給与の合計）×0.35+（当該分支機構の資産総額／各分支機構の資産総額の合計）×0.30。</p> <p>上記の営業収入、従業員給与及び資産総額とは、分支機構の前年度通年の営業収入、従業員給与及び12月31日時点の資産総額を指し、国家所定の会計制度により計上したものをいう。</p>

	主な内容
所在地 税務機 関で企 業所得 税を負 担納付 しなくて いい二 級分支 機構	<ul style="list-style-type: none"> 生産・経営機能を持たず、また所在地において増値税を納付しない、アフターサービス、社内研究開発、倉庫保管その他総機構の補助的な業務のみに従事する二級分支機構。 前年度に小型薄利企業と認定された企業の二級分支機構。 新規設立された二級分支機構（設立年度のみ）。ただし、下記に該当する場合は例外として取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> 一括納税を行う企業が企業再編等でその他の企業から、企業再編前から存在する二級分支機構を取得する場合、当該二級分支機構については、規定に従い負担納付する必要がある企業所得税額を計算し、所在地にて税金を負担しなければならない。 一括納税を行う企業のうち、企業所得税の負担納付を行う総機構と二級分支機構との間で行われた合併、分割、マネジメントの変更等によって、新設または存続する二級分支機構は、新規設立された二級分支機構とはみなされず、所在地にて税金を負担しなければならない。 抹消登記を行った二級分支機構。（税務登記の抹消が行われた企業所得税納税期間から、所在地にて税金を負担する必要はない。） 一括納税を行う企業が中国国外で設立した、法人格を持たない二級分支機構。

お見逃しなく：

- 二級分支機構は一括納税企業が法律に従い設立した、非法人営業許可証（登記証書）を取得した機構である。二級分支機構は、財務、業務ならびに人事等において、総機構の直接的な統括管理を受けることとなる。
- 総機構が生産経営機能の部門を設立し、かつ管理機能部門と区別して、当該部門の営業収入、従業員給与ならびに資産総額を計上できる場合、当該部門を二級分支機構とみなす。この場合、所在地にて税金を負担しなければならない。
管理機能部門と区別することができず、当該部門の営業収入、従業員給与ならびに資産総額を計上できない場合、当該部門は二級分支機構とはみなされない。この場合、所在地にて税金を負担することを要しない。
- 一事業年度において、総機構が初回に負担税額を計算する際に採用した税負担割合（分支機構の営業収入、従業員給与及び資産総額などにより計算される割合）が、中国公認会計士の監査データと差異がある場合であっても、調整は行わない。一旦分支機構の税負担割合を確定した後は、分支機構の抹消などの特殊な状況を除いて、当年度は調整しない。
- 同一省、自治区、直轄市等に法人格を持たない分機構を設立した場合、国家税務総局公告2012年57号の規定に基づいて、その企業の所得税徴収管理方法を決定する。参考として、江蘇省（蘇国税発〔2008〕42号）の規定では次の通りとなる。
総機構及び分支機構が共に江蘇省で設立される場合、分支機構はその所在地での企業所得税の負担をせず、総機構が一括納付を行う。
総機構が江蘇省で設立され、江蘇省内または江蘇省外で分支機構を有する場合、総機構は営業収入、従業員給与及び資産総額に基づいて各分支機構の負担割合を計算し、当期の納付税額の50%を各分支機構に負担させるものとする。省内の分支機構が負担すべき税金は総機構が合算したうえで総機構の所在地で納付する。省外の分支機構は負担した税金を各所在地税務局で申告納付する。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ：Japan@cn.gt.com